

天理市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力に課題がある認知症高齢者等(認知症高齢者(認知症により日常生活を営むことに支障がある高齢者その他の者をいう。)、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。)、の福祉の向上を図るため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求(以下「審判の請求」という。)並びに成年後見人、保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬の助成(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、民法(明治29年法律第89号)で使用する用語に例による。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審判の請求に関すること。
- (2) 家事事件手続法(平成23年法律第52号)第39条及び同法別表第1第13項、第31項又は第50項の規定に基づき家庭裁判所が審判において決定した報酬の付与に係る助成に関すること。

(審判の種類)

第4条 審判請求の種類は、次に掲げる審判に係るものとする。

- (1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89号)第7条)
- (2) 保佐開始の審判(民法第11条)
- (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判(民法第13条第2項)
- (4) 補助開始の審判(民法第15条第1項)
- (5) 補助人の同意権の付与の審判(民法第17条第1項)
- (6) 保佐人の代理権の付与の審判(民法第876条の4第1項)
- (7) 補助人の代理権の付与の審判(民法第876条の9第1項)

(審判の請求)

第5条 審判の請求の対象となる者(以下「審判請求対象者」という。)は認知症高齢者等であって、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者。ただし、本市内の別表に掲げる施設への入所等に伴い、本市に転入した者のうち、次に掲げるものを除く。

(ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項又は第2項の規定による本市以外の市区町村の住所地特例対象被保険者

- (イ) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 条)第 116 条の2の規定による本市以外の市区町村が行う国民健康保険の被保険者
- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 19 条第3項又は第4項の規定による本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行った者
- (エ) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第3項の規定による保護の実施機関が本市以外の市区町村長となっている者
- イ 本市の住民基本台帳に登録されていない者のうち、介護保険法第 13 条第 1 項若しくは第2項の規定に基づき本市が行う介護保険の被保険者とされた者、障害者総合支援法第 19 条第3項若しくは第4項の規定に基づき本市の介護給付費等の支給決定を受けた者又は生活保護法第 19 条第3項の規定に基づき本市が保護を行うべき者
- ウ その他審判請求対象者の福祉を図るために市長が特に必要と認める者。

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 2親等内の親族又は配偶者(以下「2親等内の親族等」という。)がない者
 - イ 2親等内の親族等があっても、前条第 1 項に掲げる審判(以下「後見開始等の審判」という。)の申立てを拒否している者
 - ウ 2親等内の親族等があっても、これらの者による虐待、財産の侵害等の事実がある者
 - エ 2親等内の親族等が戸籍上確認できるが、これらの者と音信不通の状態にある者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、後見開始等の審判の申立てに急を要すると市長が判断する者
- 2 第1項の規定に関わらず、審判請求対象者に3親等又は4親等の親族がいる場合であつて、当該親族において後見開始等の審判の申立てをすることが明らかであるときは、審判請求対象者としなすものとする。
- 3 審判の請求に係る手続きは、家庭裁判所の定めるところにより行うものとする。

(審判の請求に係る調査)

第6条 市長は、審判の請求を行うに当たり、審判請求対象者について次に掲げる事項の調査を行い、その結果を総合的に検討し、審判の請求の可否を決定するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により調査を実施することが困難であり、かつ、明らかに審判請求対象者の福祉を図るために審判の請求が必要であると判断した場合はこの限りではない。

- (1) 事理を弁識する能力の程度
- (2) 健康状態及び生活状況
- (3) 2親等内の親族等の存否
- (4) 2親等内の親族等による本人の保護の可能性及び2親等内の親族等による後見開始等の審判の申立てを行う意思の有無
- (5) 地方公共団体等が行う各種施策及び福祉サービスの活用による審判請求対象者に対する支援等の効果の状況
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(審判の請求に係る費用の負担)

第7条 市長は、審判の請求について、家事事件手続法第28条第1項の規定により、次に掲げる審判請求に係る手続き費用(以下「申立費用」という。)を負担するものとする。

- (1) 郵便切手の購入費用
- (2) 収入印紙の購入費用
- (3) 診断書の作成費用
- (4) 鑑定費用
- (5) その他添付書類の交付及び証明発行に係る費用

(申立費用の求償)

第8条 市長は、前条の規定に基づき負担した申立費用について、成年被後見人、被保佐人及び被補助人(以下「成年被後見人等」という。)への請求権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による手続き費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、家庭裁判所が申立費用の全部又は一部を成年被後見人等に負担させる審判をしたときは、成年被後見人等を通じ、成年被後見人等に当該費用の全部又は一部を求償するものとする。

3 市長は、前2項の規定に関わらず、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申立て又は前項の求償を行わないことができる。ただし、預貯金等の状況に照らし、求償することが適当と認めるときは、この限りではない。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)を受けている者
- (3) 成年被後見人等及び成年被後見人等と生計を一にする者全員が市町村民税非課税であり、成年被後見人等及び成年被後見人等と生計を一にする者全員が有する預貯金、現金及び有価証券等(居住用に要する家屋その他日常生活を営む上で必要な資産を除く。)の合計額(以下「資産合計額」という。)が、30万円を下回ること。

(成年被後見人等の報酬に係る助成)

第9条 市長は、市長が行った審判請求又は民法第7条、第11条及び第15条第1項に基づき本人、配偶者又は四親等内の親族が行った審判請求により付された成年被後見人等が次の各号のいずれにも該当するときは、予算の範囲内において、第3条第2号に規定する報酬の付与に係る助成(以下「報酬助成」という。)を行うことができる。ただし、成年被後見人等が成年被後見人等の4親等内の親族又は配偶者(以下「4親等内の親族等」という。)の場合は報酬助成を行わないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者。ただし、生活保護法第19条第3項の規定による保護の実施機関が本市以外の市区町村長となっている者及び、他の市町村において報酬助成を受けた者を除く。
- イ 本市の住民基本台帳に登録されていない者のうち、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者、障害者総合支援法第19条第3項若しくは第4項の規定により本市の介護給付費等の支給決定を受

けた者又は生活保護法第 19 条第3項の規定により本市が保護を行うべき者で、他の市町村において報酬助成を受けていない者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

イ 中国残留邦人等支援給付を受けている者

ウ 次に掲げる要件のすべてに該当する者

(ア) 成年被後見人等及び成年被後見人等と生計を一にする者全員が市町村民税非課税であること

(イ) 成年被後見人等及び成年被後見人等と生計を一にする者全員が有する資産合計額が、家庭裁判所が決定した報酬額に 30 万円を加えた額を下回ること。

(報酬助成の額)

第 10 条 報酬助成の額は、次に掲げる金額に家庭裁判所による審判において決定された報酬付与の対象期間の月数を乗じて得た額とし、一の申請につき家庭裁判所による審判において決定された報酬の付与額の総額を限度(以下「助成限度額」という。)とする。ただし、資産合計額が 30 万円以上の場合、報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額に 30 万円を加えた額から資産合計額を減じた額と助成限度額を比較し、いずれか少ない方の額を報酬助成の額とする。

(1) 成年被後見人等の生活の場が在宅の場合 月額 28,000 円

(2) 成年被後見人等が施設等に入所等している場合 月額 18,000 円

2 報酬付与の対象期間の月数が 24 箇月を超えるときは、当該期間の最終月から遡って 24 箇月を対象期間の月数の上限とする。又、報酬付与の審判により報酬付与がなされた期間の始期及び終期が月の途中であった場合は、月額の上限額を日割り計算により算出した額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 前項の場合において、第1項各号に掲げる区分が混在する月があるときは、当該月の2分の1以上を占めた生活の場の区分を適用し、同数の時は同項第 1 号の基準を適用する。

4 成年後見人等及び後見監督人等のいずれにも家庭裁判所による審判において報酬付与の決定がされている場合であっても、報酬助成の月額は、第 1 項各号に規定する金額を限度とする。

5 成年被後見人等が死亡した後に支給すべき助成額は、第1項、第2項及び第3項の規定により算出した額から当該成年被後見人の遺留金を差し引いた額とする。

(助成の申請)

第 11 条 成年被後見人等又は成年後見人等(以下「申請者」という。)は、報酬助成を受けようとするときは、成年被後見人等又は後見監督人等(後見監督人、保佐監督人又は補助監督人をいう。以下同じ。)に対する報酬の付与申立事件の審判(以下「家庭裁判所による審判」という。)の決定があった日の翌日から起算して 90 日以内に、成年後見制度利用支援事業利用申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、報酬助成の申請に係る代理権が成年後見人等に付与されている場合は、成年被後見人等が申請することはできない。

2 成年被後見人等が死亡した場合において、当該成年被後見人等がその死亡前に前項の規定による申請をしていなかったときは、当該成年被後見人等の成年後見人等又は後見

監督人等のうちいずれか1名が、同項に定めるところにより、報酬助成の申請をすることができる。

(資産状況等の報告及び審査)

- 第12条 市長は、前条の申請に基づく報酬助成の可否を決定するに当たり、申請者に対し、成年被後見人等の資産状況等について報告を求めることができる。
- 2 市長は申請者からの報告内容について審査を行い、不明な点については申請者に説明を求めることができる。ただし、資産状況等に不必要な用途がある等不自然な支出があると判断した場合は申請を却下することができる。

(助成の決定等)

- 第13条 前条の審査の結果、市長は報酬助成の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の決定をしたときは、成年後見制度利用支援事業利用承認(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

- 第14条 前条に規定する助成の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、速やかに成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(様式第3号)により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

- 第15条 市長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、関係書類を審査の上、速やかに助成金額等を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、利用者に通知するものとする。
- 2 報酬助成に係る助成金(以下「報酬助成金」という。)の交付は、成年被後見人等の口座へ振込みにより行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第11条第2項の規定による申請に係る報酬助成金の交付は、当該申請を行った成年後見人等又は後見監督人等の口座へ振込みにより行う。

(報告の義務)

- 第16条 利用者は申請の内容に変更があった場合は、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

(助成の決定の取消)

- 第17条 市長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) 利用者の資産状況等の変化により、第9条各項に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により報酬助成を受けたとき。
 - (3) 助成決定の内容以外の目的で報酬助成金を使用したとき。
 - (4) その他報酬助成の対象とならないような特別な事情が生じたとき。

(助成金の返還)

第 18 条 市長は、報酬助成金の支給後に前条の規定により助成決定の取消し等を行ったときは、利用者に対し、既に支給した報酬助成金のうち全部又は一部の返還を請求することができる。この場合において、同条第 2 号又は第 3 号の事由による助成決定の取消しがあったときは、利用者はそれ以後の報酬助成金の支給を受ける権利を失うものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第 19 条 報酬助成の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補足)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、旧の天理市成年後見制度利用支援事業実施要綱は廃止する。
- 2 この要綱の施行日以前に行われた本要綱第 4 条及び第 10 条にかかわる申請については、旧要綱の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の天理市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされる申請に関する取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の規定に基づき作成されている様式で残部のあるものについては、改正後の要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

別表(第5条、第9条関係)

- 1 老人福祉法に基づく施設
 - (1)老人福祉施設
 - (2)有料老人ホーム
- 2 介護保険法に基づく施設
 - (1)介護保険施設
 - (2)特定施設
 - (3)認知症対応型共同生活介護が提供される施設
 - (4)介護予認知症対応型共同生活介護が提供される施設
- 3 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づく施設
 - (1)サービス付き高齢者向け住宅
- 4 障害者総合支援法に基づく施設
 - (1)障害者支援施設
 - (2)のぞみの園
 - (3)共同生活援助が提供される施設
 - (4)福祉ホーム
- 5 生活保護法に基づく施設
 - (1)保護施設
- 6 その他市長が認める施設

様式第1号(第11条関係)

成年後見制度利用支援事業利用申請書

年 月 日

天理市長 様

成年後見制度利用支援事業を利用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。
 なお、成年後見制度利用支援事業の利用承認(却下)の審査に当たり、申請者及び世帯員の収入の状況・資産等を関係機関に対し、調査、閲覧することに同意します。

申請者 (成年被後見人等)	住 所			
	氏 名	㊟	性別	男・女
	生年月日			
上記の成年 後見人等	住 所 (所在)			
	氏 名 (名称)	㊟		
	電話番号			
	職 種	専門職(弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 行政書士) その他()		
	申請者との 関係	<input type="checkbox"/> 成年被後見人等と4親等以内の親族又は配偶者ではない		
申請資格 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等支援給付を受けている者 <input type="checkbox"/> 次に掲げる要件のすべてに該当する者 (ア)成年被後見人等及び成年被後見人等と生計を一にする者全員が市町村民税非課税であること (イ)成年被後見人等及び成年被後見人等と生計を一にする者全員が有する資産合計額が、家庭裁判所が決定した報酬額に30万円を加えた額を下回ること。			
心身の状況				
生活の状況				
収入及び 資産の状況				
備考				

様式第2号(第13条関係)

成年後見制度利用支援事業利用承認(却下)通知書

年 月 日

様

天理市長

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用支援事業の利用申請について
次のとおり決定したので通知します。

承認	内容	
	助成金の 請求方法	
却下		

様式第3号(第14条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

年 月 日

天理市長 様

年 月 日付けで利用の承認を受けた成年後見人等の業務に対する報酬等に係る助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (成年被後見人等)	住 所	
	氏 名	㊟
上記の成年 後見人等	住 所 (所在)	
	氏 名 (名称)	㊟
交付申請額		円
添付書類	(1) 成年後見人等から報酬等の請求を受けたことを証する書類 (2) 心身の状況及び生活状況等を記載した書類 (3) その他市長が必要と認める書類	

なお、助成金の交付の決定がなされたときは、次の口座に振り込んでください。
口座振替依頼欄(振込先は、成年被後見人等の口座とします。)

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
種目	普通預金 当座預金 その他	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

様式第4号(第 15 条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日

様

天理市長

年 月 日付で申請のあった成年後見制度助成金の交付について、
次のとおり決定したので通知します。

決定	交付額	円
	振込先	
却下		